

情報公開条例に基づく行政文書の開示の実施状況と個人情報保護条例の運用状況

平成27年度中における「南三陸町情報公開条例に基づく行政文書の開示の実施状況」は、次のとおりでした。なお、このお知らせは、南三陸町情報公開条例第20条の規定による公表として行うものです。

- ・防災対策庁舎の県有化に係る意見公募手続等に関する文書について…3件
 - ・特別職の出張に関する文書について…1件
 - ・町が加入する損害保険等に関する文書について…1件
 - ・道路の形状に関する文書について…1件
 - ・入札等に関する文書について…6件
 - ・工事の施工体制等に関する文書について…1件
 - ・委託業務における成果品について…1件
- ※この件数には、開示請求自体が取り下げられたものは含まれていません。また、開示請求のあった行政文書を保有する実施機関は、全ての案件について「町長」となっています。

平成27年度中における「南三陸町個人情報保護条例の運用状況」は、次のとおりでした。

なお、このお知らせは、南三陸町個人情報保護条例第42条の規定による公表として行うものです。

- ・個人情報の開示の実施状況 町長に対し1件の開示請求がなされました。なお、その開示決定等については、平成28年度に実施しています。
- ・その他運用状況 個人情報の訂正請求及び個人情報の利用停止請求は、ありませんでした。

問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370

生ごみの収集について優良地区を発表します

家庭から排出される生ごみについて、平成27年10月から分別収集していますが、各集積所の優良地区を発表します！

9月の優良地区は、下記のとおりです。

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
歌津地区：宮方バス停先集積所、樋の口バス停隣、朝日堂裏、歌津中学校仮設、平成の森仮設	歌津地区：長羽団地手前、町営名足住宅、歌津衛生社裏
戸倉地区：神割崎仮設、藤浜旧道入口、藤浜団地、戸倉災害公営戸建、折立	志津川地区：西田（国道45号線集積所）、平磯団地、荒砥仮設
志津川地区：清水浜、竹川原地区1・2期仮設、中瀬町2期仮設、上の山、志津川小学校入口、志津川小入口、磯の沢	入谷地区：ひころの里北、童子下2期仮設、童子下バス停前、林際バス停前、林際（神行堂山麓入口）、石ノ平ポンプ場付近、日輪バス停前、下小田バス停前、漆房バス停隣

※優良地区については、配布した容器に一定個数中身が入っていることと、受入施設で処理できないものが入っていないことを基準としています。

9月は収集容器の中に、施設で処理できない、パイナップルの頭や卵の殻、玉ねぎの皮、プラスチック袋などがありました。

《処理できない主な理由》

- ・パイナップルの頭や玉ねぎの皮は固いため、メタン菌が分解できません。
- ・卵の殻は、カルシウム分が施設の配管にこびりつき、詰まってしまう。

問い合わせ 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

すべてのきれいをお手伝いします

南三陸町で営業させて頂いております。事業所・事務所・工場・住宅等の清掃。介護用品レンタル・販売。住宅改修。

(株)清建 南三陸営業所
TEL 46-1027 FAX 46-2122
南リース宮城南三陸営業所
TEL 25-9210 FAX 46-2122
南三陸町入谷字大船沢313番地

引越は山藤運輸にお任せください!!
お見積り無料です!!
お気軽にご相談ください!!

山藤運輸
有限会社
南三陸町志津川字沼田141-3
TEL 0226-46-5825

全国一斉「緊急情報伝達試験」の実施について

地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム（Jアラート※）により送られてくる国からの緊急情報を確実に皆様へお伝えするため、緊急情報の伝達試験を次により行います（南三陸町以外の地域でも、全国的にさまざまな手段での試験が実施されます。）。

◇日時 11月29日（火）午前11時頃

◇内容 防災行政無線（屋外スピーカー及び屋内戸別受信機）から、通常の定時放送と同じ程度の音量で、次の内容が一斉に放送されます。

「(上り4音チャイム)」「これは、テストです。」×3回

「こちらは、防災みなみさんりくこうほうです。」「(下り4音チャイム)」

※ Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。



問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

毎月11日は

南三陸町安全・安心の日

11月11日は「火災の予防に向けた活動を行う日」です。

11月9日（水）から15日（火）までは28年秋季全国火災予防運動が実施されます。住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

平成28年秋季 全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

平成28年度全国統一防火標語
『消しましょう その火その時 その場所で』

全国では、火災による死者は毎年1,700人前後にのぼっています。火災による被害をなくすために、火災が起きる原因を知り、日頃から注意すること、そして万が一出火した時に、どのような行動をすべきか覚えておきましょう。火災による被害を少なくしていくために、家族や地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

◇3つの習慣
・寝たばこは、絶対にやめる。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◇4つの対策
・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災報知器を設置する。
・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。

・火災が小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◇問い合わせ

危機管理課住民安全係
☎46-1376

創業105年。
当店の海苔は日本の海の恵みとまじめな仕事で出来ています。毎日の食卓に、ご贈答にどうぞ。

ちばのり店
0120-46-3352
FAX 0226-46-2844
本吉郡南三陸町志津川字塩入25 HP http://chibanori.net/

民宿 下道荘
忘年会 ご予約承り中!

ご予約は TEL 0226-46-6318
FAX 0226-46-3795
【お問合せ】〒986-0717南三陸町志津川字袖浜146-3
E-mail:sitamiti@eos.ocn.ne.jp